

東郷町就学援助事業のお知らせ

東郷町教育委員会

1 概要

東郷町では、東郷町立小中学校に通うお子さんがいる経済的に困っている保護者に対し、学校で必要な費用（学用品費、学校給食費等）の一部を援助する事業を実施しています。

2 就学援助を受けられる所得の目安

就学援助は、世帯全員の所得が一定基準以下の場合に受けられます。就学援助での世帯とは、同じ家に住んでいる方すべてをいいますので、住民票を別にしていても、同じ家に住んでいる場合は、同一世帯になります。また、単身赴任などで、同じ家に住んでいない場合でも、生計を維持している方は、同一世帯に含めます。

【認定の基準となる所得の目安】

世帯人数	世帯構成	令和4年中の世帯全員の合計所得金額(※)
2人	父または母・小学3年	約180万円
	父または母・中学2年	約195万円
3人	父・母・小学3年	約240万円
	父・母・中学2年	約255万円
	父または母・小学3年・中学2年	約260万円
4人	父・母・小学3年・中学2年	約315万円
5人	父・母・小学3年・小学5年・中学2年	約370万円

※ 就学援助事業における所得金額とは、「所得(給与、年金等)＋児童手当＋一人親手当＋養育費」から、「社会保険料控除＋生命保険料控除＋地震保険料控除」を差し引いた額をいいます。ここに示した金額以下であれば、就学援助を受けられる可能性があります。

※ 上表は、モデル世帯です。世帯構成や年齢などにより基準が変わります。

3 申請手続きの方法

4月に次のものを持って、窓口（役場2階 学校教育課）へお越しください。

- ① 世帯全員の収入がわかるもの（源泉徴収票、直近3か月の給与明細など）
- ② 振込先口座がわかるもの（通帳またはキャッシュカード）

※ 申請の際は、家庭の状況、収入、財産（不動産、車両等）、扶養義務のある親族の生活状況、養育費、慰謝料（婚姻を解消した世帯の場合）などを聞取りしますのでご協力ください。

※ 5月以降でも申請は可能ですが、申請日以降に支給決定しますので、年間支給額が少なくなる場合があります。ご注意ください。

4 支給費目と年間支給額（令和5年度）

支給費目	年間支給額（※1）		支給対象学年
	小学生	中学生	
学用品費	11,630円	22,730円	全学年
通学用品費（※2）	2,270円	2,270円	全学年
新入学用品費（※3）	54,060円	63,000円	小学1年、中学1年
学校給食費	実費	実費	全学年
校外活動費 （宿泊有り）	実費	実費	小学5年、中学2年
校外活動費 （宿泊無し）	実費 （上限1,600円）	実費 （上限2,310円）	全学年
修学旅行費	実費	実費	小学6年、中学3年
卒業アルバム費	実費	実費	小学6年、中学3年
医療費（※4）	実費	実費	全学年
PTA会費	実費	実費	全学年
生徒会費	—	実費	中学1～3年

※1 令和5年度の支給額です。年度によって変動しますので、目安としてください。また、4月に申請した場合の支給額ですので、申請が5月以降、または年度の途中で転出等により支給停止となった場合は、支給額が少なくなります。

※2 新入学用品費を受給した方は対象外です。

※3 4月中旬に申請し、入学前準備金を受給していない方に支給します。

※4 保護者の負担が発生した場合のみ支給します。

5 支給方法

援助の対象となる学校給食費、修学旅行費、校外活動費等は、学校納付金として口座から引き落としをさせていただき、後日援助額を個人口座に振り込みます。

ただし、特別な事情がある場合は、学校を通じて支給します。

6 継続認定

認定された世帯の所得が、引き続き就学援助を受けられる基準以下に該当する場合は、中学校を卒業するまで継続して援助を受けることができます。

翌年度、認定者に対し、教育委員会が所得、世帯構成の変化等を調査するための調書を4月頃に送付しますので、必要事項を記入の上返送してください。

7 認定の取消しについて

6の継続認定時の調査の結果、収入が増加するなどして就学援助の認定基準に適合しなくなったとき、町外へ転出したときなどは、認定を取り消し、援助費の支給を停止します。